

Q 委員会とは？

A 議員全員が参集する本会議の下審査機関として、専門的・能率的な**審査**や、重要な事柄についての**調査**をするための会議です。



常任委員会

部門別に、本会議から付託された議案や送付された陳情の審査、所管する事項の調査などを行う委員会です。以下の4つの委員会があります。

- 総務委員会：危機管理課、企画部、総務部、財務部、消防本部、他の委員会の所管に属さない事項に関すること
- 福祉委員会：福祉部、子ども健康部、市民病院に関すること
- 市民文教委員会：市民部、教育委員会に関すること
- 産業建設委員会：産業環境部、建設部、都市整備部、上下水道部に関すること

特別委員会

常任委員会とは別に、市の重要な課題など特定の事柄について、専門的に**審査**や**調査**を行う委員会です。政策課題調査特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会があります。

こんなことを聞きました

委員会で行った調査について、主な質疑・答弁を掲載します。

幼稚園の入園にかかる保護者負担を軽減

福祉委員会

7月22日

所管事務調査

私立幼稚園入園応援金

私立幼稚園入園応援金について説明を受けました。
主な質疑・答弁は次のとおりです。

【問】 入園時にかかる費用について、入園応援金に満たない幼稚園もあるかと思うが、一律に3万円の支給とするのか。

【答】 入園時に準備する用具等の費用が入園応援金よりも少なくなる場合もあるが、入園してから保護者等が負担する教材等もある。保護者等の負担軽減と入園者の増加を図る目的から、一律3万円を支給する。

【問】 市内初の認定こども園である豊川東幼稚園は、今回の入園応援金の対象とならないのか。

【答】 幼稚園と同様に入園の際の準備費用がかかるものの、私立保育所と同様に国、県、市の財源で運営委託料や市独自の民間保育所運営費等補助金を交付しているため、支給対象から除外した。



政策課題調査特別委員会

7月24日

本庁舎等整備基本計画(案)

本庁舎等整備基本計画(案)について説明を受けました。
主な質疑・答弁は次のとおりです。

【問】 工事期間中を含めた来庁者用駐車スペース確保の考え方は。

【答】 現状の254台から新庁舎整備後は約300台に増やす。工事期間中は現庁舎敷地内や近隣の公用駐車場等を使用すれば、平面駐車場のみで確保が可能と考える。

【問】 建築費指数の動向と、それに基づく適切な事業費の算出方法についての認識は。

【答】 建築費指数は2年度以降前例がない上昇傾向が続いており、今後の想定は困難であるため、詳細な事業費は設計業務を進めていく過程で算出し、事業費が変動することがあれば改めて説明する。

今後の設計段階では、可能な限り事業費の抑制に努め、コスト削減につながる建物の構造、仕上げ、設備等を積極的に採用し、機能的でシンプルな庁舎を目指す。

新分庁舎等の整備方針を整理

政策課題調査特別委員会

9月20日

分庁舎等整備工事基本設計書(案)

分庁舎等整備工事基本設計書(案)について説明を受けました。主な質疑・答弁は次のとおりです。

【問】新分庁舎南側に整備する駐車場の活用イメージは。

【答】来庁者用12台、公用車用78台の平面駐車場を整備するが、新本庁舎の工事期間中は本庁舎の既存駐車場が工事エリアとなるため、全90台分の駐車スペースを来庁者用駐車場として運用する予定。

【問】物価や人件費の高騰が心配されるが、実施設計における事業費抑制に対する考えは。

【答】近年の建築費指数の上昇傾向を踏まえ、少しでも早い工事の発注が事業費の抑制につながると考える。車庫棟の建設や現分庁舎の解体等の工事について、12月定例会での補正予算計上を検討している。



現在の分庁舎

委員会で行ったその他の調査

7月22日 福祉委員会 「6年度国民健康保険料」

9月20日 政策課題調査特別委員会 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

陳情を審査しました

陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために豊川市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

陳情者代表 川崎 佐織

結果 陳情第10号は、市民文教委員会において、「趣旨採択」と決定。

陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情者代表 川崎 佐織

陳情第12号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情者代表 川崎 佐織

陳情第14号 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情

陳情者 小林 久尚はじめ2名

結果 陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号は、各派交渉会において、「聞きおく」と決定。

※ 陳情第13号は陳情取下書の提出があり、取り下げとなりました。

※ 国や県に対して意見書の提出を求める陳情や、6年9月定例会の審査になじまない判断された陳情は、申し合わせにより各派交渉会において「聞きおく」とし、全議員にその写しを配付します。なお、「聞きおく」とされた陳情のうち、陳情内容により意見書や決議の発議が必要と各会派が判断した場合は、案を添えて議長に申し出ることになっていますが、申し出はありませんでした。